

外来腫瘍化学療法診療料 1 に関する施設基準に基づく掲示

当院では外来腫瘍化学療法診療料 1 を算定しています。

- 専用の治療室を設けています。
- 専任の医師、看護師と薬剤師を院内に常時 1 人以上配置し、当院で化学療法を行っている場合には、電話等による緊急の相談に 24 時間対応できる体制を整備しています。
- 体調急変時などの緊急事態の際には、入院できる体制を確保しています。
- 化学療法の治療内容の妥当性を評価・承認する委員会を開催しています。
- 「患者さん」と「患者さんを雇用する事業者」が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合には、①『就労と療養の両立』に必要な情報を提供し、②診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえた療養上必要な指導を行うことが可能です。